

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	46 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	40 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	39 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 11 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

私の母は、私の国民年金の任意加入手続を行い、私が就職する前の平成 2 年 3 月まで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は6か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 60 年 5 月頃に払い出されており、この払出時点では当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であった。

また、当該期間直後の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付されていること、及び当該期間直前の 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の保険料は納付済みであり、このうち、58 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は上記手帳記号番号の払出時に近い 60 年 6 月 29 日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間直後の保険料が昭和 60 年 6 月 29 日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点及び上記手帳記号番号の払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立人が 20 歳の時に母親が国民年金の任意加入手続を行ってくれたと説明しているものの、当該期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年3月まで
② 昭和56年9月

私は、昭和47年4月か5月に申立期間①の国民年金保険料を当時居住していた区の出張所で1年分ずつ2回に分けて遡って納付した。また、申立期間②の保険料は口座振替で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、最初の手帳記号番号は当該期間当初の昭和45年9月頃に、2回目の手帳記号番号は当該期間直後の47年4月頃に払い出されていることが確認でき、最初の手帳記号番号による納付記録は無く、申立人は、当該期間直後の時期に当該期間の保険料を遡って納付したとしており、最初の手帳記号番号により当該期間の保険料を納付したとすれば、2回目の手帳記号番号が払い出されていることは不自然であり、最初の手帳記号番号による納付は行われなかったと考えられるが、2回目の手帳記号番号は、申立人が当該期間の保険料を納付したとする時期に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料を過年度及び現年度納付することが可能であったほか、申立人が遡って納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致している。また、当該期間直後の47年4月から48年3月までの期間の納付記録は、申立人がこの期間の保険料を2回目の手帳記号番号で47年6月に納付したことを示す領収証書を提出したことにより平成22年8月11日に納付済みに記録訂正されており、当該期間当時に申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料を口座振替で納付したと説明しているが、申立人が口座振替をしたとする預金口座の入出金取引明細には当該期間の保険料が振替された記録は無く、申立人が所持する昭和47年4月24日発行の国民年金手帳には、当該期間前の55年3月17日に国民年金被保険者資格を喪失し、次に当該期間直後の56年10月1日に同資格を取得した旨が記載されており、オンライン記録では、当該期間は、平成11年10月20日に同資格の取得日が昭和56年10月1日から同年9月11日に記録訂正されたことにより、未加入期間から被保険者期間になっていることが確認でき、それまでは当該期間は国民年金の未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月
私は、申立期間を含む昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を 50 年 4 月 24 日に前納した領収証書を所持している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料を、50 年 4 月 24 日に前納した領収証書を所持しており、申立人の所持する国民年金手帳には、48 年 4 月 20 日に任意加入により被保険者資格を取得した後、50 年 4 月 30 日に同被保険者資格を喪失した旨が記載されている。また、年金事務所は、申立期間が未加入期間であることを理由に、平成 23 年 10 月 19 日付けで申立期間の保険料相当額の還付を決議している。

しかしながら、申立人が所持する領収証書によれば、申立期間の保険料が納付され、長期間にわたり国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立期間が、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないことを理由として申立期間の被保険者資格及び保険料納付を認めないことは、信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年12月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年5月から平成元年3月まで
② 平成3年12月から4年3月まで

私は、結婚した昭和63年9月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料については、同加入時期においてそれまでの未納分を一括で遡って納付し、その後の保険料は、自宅に届いた納付書により市役所で納付していた。また、申立期間②の保険料は、元夫の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、4か月と短期間であり、オンライン記録によれば、当該期間直前の平成元年9月から3年11月までの期間の国民年金保険料は納付済みであり、国民年金の加入期間を通じ申立期間①及び②以外の期間は全て保険料を納付済み又は免除された期間である。

また、申立人が一緒に保険料を納付していたとする元夫の当該期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立期間②及びその前後の期間を通じて申立人の住所及び元夫の職業に変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、「結婚した昭和63年9月に国民年金の加入手続きを行い、同加入時期において、それまでの未納分の保険料を一括で遡って納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が主張する昭和63年9月ではなく、平成元年9月頃に払い出されていることが推認でき、当該年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄

にも、「平成元年9月20日」と記載されている。その上、申立人は、「当該年金手帳以前に年金手帳を受け取ったことはない。」と述べている。これらのことから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該期間に係る国民年金の被保険者資格の得喪記録は、オンライン記録によれば、平成12年8月に追加され未納期間として整備されていることが確認できることから、当該期間は、当該記録が追加された時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年12月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す「納付書・領収証書」を所持しているが、納付期限を過ぎて納付したという理由で 30 年以上もたつてから還付する旨の連絡を年金事務所から受けた。申立期間の保険料が未納として扱われていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「納付書・領収証書」によると、申立期間を含む昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料 7,650 円は、50 年 12 月 4 日に A 郵便局において納付されていることが確認でき、当該納付日の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない期間である。

しかしながら、昭和 59 年 5 月 10 日に作成された B 区の年度別納付状況リストによると、申立期間の保険料が還付されたことを示す記載は確認できない上、日本年金機構は申立期間に係る還付整理簿について、該当する資料は無い旨の回答をしている。また、オンライン記録によると、還付記録として「期間 昭 48. 4 - 昭 48. 9」、「金額 3,300 円」、「決議 平 23. 4. 20」と記録されているのみで、「還付請求者記録」欄は空欄となっていることが確認できる。

さらに、申立人の妻が所持する申立人の妻に係る「納付書・領収証書」によると、申立人と同じ納付期間及び金額が記載されており、申立人と同様に昭和 50 年 12 月 4 日に前述の郵便局において納付されていることが確認できる上、申立人の妻の申立期間の保険料は、オンライン記録によると、平成 9 年 3 月 17 日付けで未納から納付済みに訂正されていることが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付し、これが長期間にわたり国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立期間の保険料が

時効により納付することができないことを理由として、申立期間の保険料の納付を認めないことは、信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から同年12月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す「納付書・領収証書」を所持しているが、平成22年10月に、納付可能期間を経過した納付であることを理由に国民年金保険料還付請求書が送付されてきた。30年以上前に当該期間に係る保険料を納付したものを今になって還付するというのは納得できない。また、申立期間①の直後の期間である申立期間②の保険料だけを納付するのは不自然であり、申立期間①の保険料も当然納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が所持する「納付書・領収証書」によると、申立期間②の国民年金保険料3,300円は、昭和52年5月6日にA金融機関B支店において納付されていることが確認でき、当該納付日の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

しかしながら、昭和59年5月10日に作成された年度別納付状況リストによると、申立期間②の保険料が還付されたことを示す記載は確認できない上、日本年金機構の調査においても、申立人に係る「還付・充当、死亡一時金リスト」は無いとされている。また、オンライン記録によると、申立人の還付記録として、「期間 昭50.1-昭50.3」、「金額 3,300円」、「決議 平22.10.14」と記録されているのみで、「還付請求者記録」欄は空欄となっていることが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立人が申立期間②の保険料を納付し、これが長期間にわたり国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、当該期間が時

効により保険料を納付することができないことを理由として、当該期間の保険料の納付を認めないことは、信義則に反するものと考えられる。

- 2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録等によると、昭和 51 年 4 月頃に払い出されていることが推認できることから、当該期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立人は、前述のとおり、申立期間①の直後の申立期間②の「納付書・領収証書」を所持しており、当該納付書・領収証書の様式は保険料の過年度納付の場合の納付書兼領収証書であることが確認できることから、申立期間②と同様に過年度納付することが可能である申立期間①についても、申立人に対して納付書が発行され、申立期間①の保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①は 7 か月と短期間であり、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間について、全て保険料を納付していることが確認できる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 10 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 5 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 10 万円、19 年 7 月 14 日は 20 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 15 万円、同年 12 月 14 日は 14 万 5,000 円、17 年 7 月 20 日、同年 12 月 13 日、18 年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日

- ④ 平成16年12月14日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」、金融機関から提出された「預金取引明細表」並びに行政機関から提出された「給与支払報告書」及び「課税台帳」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は10万円、16年7月13日は15万円、同年12月14日は14万5,000円、17年12月13日は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる賞与支給額から、それぞれ20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日及び同年12月10日は5万円、19年7月14日は10万円とすることが必要である。

また、申立期間③について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成17年12月13日
④ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から③までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため標準賞与額の記録が無い。また、B社において、申立期間④に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び④に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」並びに申

立人から提出された「給与所得の源泉徴収票」及び「預金通帳の写し」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までに係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び同年12月10日は5万円、17年12月13日は20万円とすることが妥当である。

また、申立期間④に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準賞与額は、事後訂正の結果 10 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 5 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 45 万円、19 年 7 月 14 日は 44 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③から⑧までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 45 万円、同年 12 月 14 日は 43 万 5,000 円、17 年 7 月 20 日及び同年 12 月 13 日は 48 万円、18 年 7 月 12 日は 32 万円、同年 12 月 13 日は 42 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日

- ④ 平成16年12月14日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月13日
- ⑦ 平成18年7月12日
- ⑧ 平成18年12月13日
- ⑨ 平成19年7月14日

A社において、申立期間①から⑦までに支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の届出誤り又は届出を行っていなかったことにより、標準賞与額が正しく記録されていない。また、B社において、申立期間⑧及び⑨に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、申立期間①、②及び⑨に係る標準賞与額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「給与支給明細書（控）」及び「支給控除項目一覧表」並びに申立人から提出された「給与支給明細書」及び「給与所得の源泉徴収票」（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、申立期間にA社又はB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、平成15年7月10日は10万円、同年12月10日及び16年7月13日は45万円、同年12月14日は43万5,000円、17年12月13日は48万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、給与支給明細書等において確認できる賞与支給額から、平成17年7月20日は48万円、18年7月12日は32万円、同年12月13日は42万円、19年7月14日は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出誤り又は届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていなかったことにより、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和45年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月2日から45年1月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社から同社C工場へ異動したが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された在職期間証明書及び申立人の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年1月5日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間について、申立人のA会所属のB社（現在は、C社）における資格取得日は、20年4月1日であると認められることから、当該期間の船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月から21年4月1日まで

A会所属のB社に船員として勤務した期間のうち、申立期間における船員保険の加入記録が無い。昭和20年初頭にD県の船員の訓練所に入所した後、同社に採用となり自宅待機の後、21年2月初めに邦人引揚げ用のLSTに乗船した。申立期間も船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間について、オンライン記録における申立人の資格取得日は同年4月1日となっているところ、A会所属のB社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人について同年4月1日に標準報酬月額の随時改定があった旨の記載はあるが、被保険者資格の取得日及び喪失日の記載は無く、ほかに当該取得日等を確認できる被保険者名簿が保存されていない上、申立人に係る被保険者台帳も保存されていない。

また、申立人は、昭和20年2月末に自宅待機を命じられた旨供述しているところ、当時の船員保険法の改正（昭和20年法律第24号）により、同年4月1日からは、船舶に乗り組んでいない船員（いわゆる予備船員）にも船員保険の被保険者資格を取得させることとなり、このことについて日本年金機構は、A会が全予備船員について同年4月1日付けの資格取得の手続を行ったはずである旨回答している。

さらに、A会所属のB社に係る船員保険被保険者名簿において申立人の前後に記載された被保険者45人のうち連絡先の判明した14人に照会して得られた供述と申立人の供述が符合していることから判断すると、船員の訓練所へ入所した後同社に採用

となり自宅待機後にLSTに乗船した等、申立人の詳細かつ具体的な供述には信ぴょう性が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る当該期間の記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人がA会所属のB社において、昭和20年4月1日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A会所属のB社に係る船員保険被保険者名簿に記載のある従業員の船員保険被保険者台帳の記録から判断し、40円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和20年1月から同年4月1日までの期間については、申立人は、船舶に乗っていないことを認めていることから、当時の船員保険法第18条の規定により被保険者資格を認めることはできない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社の関連会社のC社（現在は、D社）に転籍はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社から提出された申立人に係る社会保険資格取得台帳及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間も含めてA社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年12月31日まで

A社で厚生年金保険に加入していた者が標準報酬月額に係る申立てを年金記録確認第三者委員会に対して行い、当該委員会から自分に照会が来たことで、自身の申立期間に係る標準報酬月額も実際に支給されていた給与と比較して低いことが分かった。自分が実際に勤務していたのはB社であるが、申立期間当時、厚生年金保険はA社で加入しており、社会保険関係の事務手続に関与できる立場ではなかったため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年12月31日より後の5年1月7日付けで、24万円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

ところで、申立人は、勤務していた事業所はB社であったとしているが、オンライン記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。また、A社の元従業員は、「B社の元代表者（A社に係る商業登記簿謄本によると、同社の取締役でもあることが確認できる。）の指示により、B社に勤務していた者をA社で厚生年金保険に加入させることとなった。」旨供述しているところ、A社で厚生年金保険の被保険者記録がある複数の元従業員は、「自分は、B社で勤務していた。」旨供述している。

以上のことから、申立人を含むB社で勤務していた者は、A社で厚生年金保険に加入していたと認められる。

一方、B社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の遡及減額訂正時において、同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、B社及びA社に勤務した複数の元従業員は、「申立人はB社の営業担当であり、社会保険事務には無関係の立場であった。両社の経営の実権を握っていたのは、B社の元代表者であった。」旨供述していることから、申立人は上記標準報酬月額減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から同年11月21日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与の額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年11月21日より後の5年3月1日付けで、41万円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額訂正時において、同社の取締役であったことが確認できるが、元代表者は、「申立人は取締役であったが、開発本部長であり、社会保険事務は別の取締役が担当していた。」旨供述し、また、複数の元従業員も、「申立人は社会保険事務を担当していなかった。」旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月28日から58年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の複数の従業員の回答から、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の上司は、「申立人は、会社に12月31日まで勤務していた。給与は20日締め当月末日払い、保険料は当月控除であり、申立人の12月の給与から厚生年金保険料を控除したことは間違いない。年末は多忙であったため、届出を誤ったのかもしれない。」と供述している。

さらに、A社の当時の社会保険事務担当者は、「申立人がいつまで勤務していたかは記憶していないが、末日まで勤務していたのであれば、厚生年金保険料は控除している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社が適用事業所でなくなった当時の事業主は、同社は既に廃業、清算し、同社に係る資料は全て処分されているため、申立人に

係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除等については不明と回答している上、申立期間当時の事業主は消息が不明で連絡が取れず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和59年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社C営業所に勤務していた期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社には昭和45年3月31日まで、B社C営業所には59年7月31日まで勤務していたはずであるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録では、申立人がA社を離職したのは昭和45年3月31日と記録されていること、及び同社の元事業主は、申立期間①当時の人事資料等は保管していないため、申立人の退職年月日を確認することはできないものの、同社では、従業員の退職日を月末日とすることが多かったため、申立人も同年3月31日まで勤務していたと思うと回答していることから、申立人は、申立期間①も同社で継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記元事業主は、申立期間①の厚生年金保険料について、昭和45年3月の給与から同年2月の保険料と合わせて2か月分を控除又は現金で徴収のいずれかの方法により預かる処理をしたと思う旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和 45 年 4 月 1 日と届け出て、同年 3 月の保険料を納付したと思うと回答しているが、事業主が申立人の資格喪失日を同年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が、これを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、B社C営業所で、販売員として昭和 59 年 7 月 31 日まで勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人のB社C営業所における雇用保険の加入記録では、離職日は昭和 59 年 7 月 30 日と記録され、オンライン記録と符合している。

また、B社は、同会における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であると回答しているところ、申立人が同会から最後に受け取ったと供述している昭和 59 年 7 月支給の給与明細票における厚生年金保険料控除額は、同年 6 月の保険料と考えられる 1 か月分のみであり、同年 7 月の保険料控除は確認できない。

さらに、申立人と同時期にB社C営業所で被保険者記録があり、資格喪失日が月末日である従業員のうち連絡先が確認できた 18 人に照会したところ、6 人が自身の退職日は月末日であったと思うと回答しているが、そのうち 5 人の雇用保険の加入記録を確認すると、全員の離職日が月末日の 1 日前と記録され、オンライン記録と符合している。

加えて、B社C営業所に係る事業所別被保険者名簿では、資格喪失日が月末日である被保険者が多数いることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成19年6月8日は78万9,000円、20年6月10日は57万2,000円、同年12月10日は49万5,000円、21年6月10日は43万5,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である19年6月8日は61万4,000円、20年6月10日は50万3,000円、同年12月10日は43万4,000円、21年6月10日は33万6,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、19年6月8日は78万9,000円、20年6月10日は57万2,000円、同年12月10日は48万3,000円、21年6月10日は42万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年6月8日
② 平成20年6月10日
③ 平成20年12月10日
④ 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び賞与集計表により、申立人は、申立期間

に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表及び賞与集計表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成19年6月8日は78万9,000円、20年6月10日は57万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は48万3,000円、賞与額に見合う標準賞与額は49万5,000円であることから、48万3,000円とすることが妥当であり、申立期間④の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は42万4,000円、賞与額に見合う標準賞与額は43万5,000円であることから、42万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成19年6月8日は78万4,000円、20年6月10日は66万6,000円、同年12月10日は49万2,000円、21年6月10日は47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である19年6月8日は59万円、20年6月10日は58万2,000円、同年12月10日は42万9,000円、21年6月10日は36万9,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、19年6月8日は78万4,000円、20年6月10日は66万6,000円、同年12月10日は48万円、21年6月10日は45万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月8日
② 平成20年6月10日
③ 平成20年12月10日
④ 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び賞与集計表により、申立人は、申立期間

に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表及び賞与集計表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成19年6月8日は78万4,000円、20年6月10日は66万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は48万円、賞与額に見合う標準賞与額は49万2,000円であることから、48万円とすることが妥当であり、申立期間④の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は45万9,000円、賞与額に見合う標準賞与額は47万円であることから、45万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成19年6月8日は117万7,000円、20年6月10日は90万7,000円、同年12月10日は55万8,000円、21年6月10日は47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である19年6月8日は87万7,000円、20年6月10日は79万7,000円、同年12月10日は48万9,000円、21年6月10日は34万6,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、19年6月8日は117万7,000円、20年6月10日は90万7,000円、同年12月10日は54万5,000円、21年6月10日は45万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月8日
② 平成20年6月10日
③ 平成20年12月10日
④ 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び賞与集計表により、申立人は、申立期間

に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表及び賞与集計表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 6 月 8 日は 117 万 7,000 円、20 年 6 月 10 日は 90 万 7,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 54 万 5,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 55 万 8,000 円であることから、54 万 5,000 円とすることが妥当であり、申立期間④の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 45 万 9,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 47 万円であることから、45 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 9 月 20 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成19年6月8日は82万1,000円、20年6月10日は68万4,000円、同年12月10日は43万1,000円、21年6月10日は37万5,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である19年6月8日は68万3,000円、20年6月10日は59万8,000円、同年12月10日は37万6,000円、21年6月10日は30万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、19年6月8日は82万1,000円、20年6月10日は68万4,000円、同年12月10日は42万1,000円、21年6月10日は36万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月8日
② 平成20年6月10日
③ 平成20年12月10日
④ 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び賞与集計表により、申立人は、申立期間

に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表及び賞与集計表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成19年6月8日は82万1,000円、20年6月10日は68万4,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は42万1,000円、賞与額に見合う標準賞与額は43万1,000円であることから、42万1,000円とすることが妥当であり、申立期間④の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は36万6,000円、賞与額に見合う標準賞与額は37万5,000円であることから、36万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成19年6月8日は33万2,000円、20年6月10日は87万4,000円、同年12月10日及び21年6月10日はそれぞれ47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である19年6月8日は28万5,000円、20年6月10日は76万4,000円、同年12月10日は41万円、21年6月10日は37万7,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、19年6月8日は33万2,000円、20年6月10日は87万4,000円、同年12月10日及び21年6月10日はそれぞれ45万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月8日
② 平成20年6月10日
③ 平成20年12月10日
④ 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び賞与集計表により、申立人は、申立期間

に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表及び賞与集計表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成19年6月8日は33万2,000円、20年6月10日は87万4,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③及び④の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額はそれぞれ45万9,000円、賞与額に見合う標準賞与額はそれぞれ47万円であることから、それぞれ45万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成19年6月8日は14万6,000円、20年6月10日は42万7,000円、同年12月10日は24万7,000円、21年6月10日は32万1,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である19年6月8日は12万8,000円、20年6月10日は37万5,000円、同年12月10日は21万7,000円、21年6月10日は26万5,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、19年6月8日は14万6,000円、20年6月10日は42万7,000円、同年12月10日は24万1,000円、21年6月10日は31万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月8日
② 平成20年6月10日
③ 平成20年12月10日
④ 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び賞与集計表により、申立人は、申立期間

に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表及び賞与集計表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成19年6月8日は14万6,000円、20年6月10日は42万7,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は24万1,000円、賞与額に見合う標準賞与額は24万7,000円であることから、24万1,000円とすることが妥当であり、申立期間④の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は31万3,000円、賞与額に見合う標準賞与額は32万1,000円であることから、31万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成20年6月10日は41万7,000円、同年12月10日は33万円、21年6月10日は33万7,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である20年6月10日は36万4,000円、同年12月10日は28万8,000円、21年6月10日は27万6,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、20年6月10日は41万7,000円、同年12月10日は32万2,000円、21年6月10日は32万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年6月10日
② 平成20年12月10日
③ 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、41万7,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は32万2,000円、賞与額に見合う標準賞与額は33万円であることから、32万2,000円とすることが妥当であり、申立期間③の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は32万9,000円、賞与額に見合う標準賞与額は33万7,000円であることから、32万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成20年6月10日は60万2,000円、同年12月10日は44万1,000円、21年6月10日は44万5,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である20年6月10日は52万6,000円、同年12月10日は38万4,000円、21年6月10日は35万7,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、20年6月10日は60万2,000円、同年12月10日は43万円、21年6月10日は43万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年6月10日
② 平成20年12月10日
③ 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、60万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は43万円、賞与額に見合う標準賞与額は44万1,000円であることから、43万円とすることが妥当であり、申立期間③の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は43万4,000円、賞与額に見合う標準賞与額は44万5,000円であることから、43万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成20年6月10日は44万1,000円、同年12月10日は34万1,000円、21年6月10日は30万3,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である20年6月10日は38万7,000円、同年12月10日は29万9,000円、21年6月10日は25万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、20年6月10日は44万1,000円、同年12月10日は33万3,000円、21年6月10日は29万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年6月10日
② 平成20年12月10日
③ 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、44万1,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は33万3,000円、賞与額に見合う標準賞与額は34万1,000円であることから、33万3,000円とすることが妥当であり、申立期間③の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は29万6,000円、賞与額に見合う標準賞与額は30万3,000円であることから、29万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成20年6月10日は31万4,000円、同年12月10日及び21年6月10日はそれぞれ37万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である20年6月10日は27万6,000円、同年12月10日は32万4,000円、21年6月10日は30万6,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、20年6月10日は31万4,000円、同年12月10日及び21年6月10日はそれぞれ36万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年6月10日
② 平成20年12月10日
③ 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、31万4,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②及び③の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額はそれぞれ36万1,000円、賞与額に見合う標準賞与額はそれぞれ37万円であることから、それぞれ36万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成20年12月10日は24万1,000円、21年6月10日は30万4,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である20年12月10日は21万2,000円、21年6月10日は25万1,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、20年12月10日は23万5,000円、21年6月10日は29万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月10日
② 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は23万5,000円、賞与額に見合う標準賞与額は24万1,000円であることから、23万5,000円とすることが妥当であり、申立期間②の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は29万6,000円、賞与額に見合う標準賞与額は30万4,000円であることから、29万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成20年12月10日は23万4,000円、21年6月10日は29万5,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である20年12月10日は20万5,000円、21年6月10日は24万3,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、20年12月10日は22万8,000円、21年6月10日は28万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月10日
② 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は22万8,000円、賞与額に見合う標準賞与額は23万4,000円であることから、22万8,000円とすることが妥当であり、申立期間②の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は28万8,000円、賞与額に見合う標準賞与額は29万5,000円であることから、28万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を 10 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成 20 年 12 月 10 日は 23 万 1,000 円、21 年 6 月 10 日は 23 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である 20 年 12 月 10 日は 20 万 2,000 円、21 年 6 月 10 日は 19 万 3,000 円とされているが、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②及び③の標準賞与額に係る記録を、20 年 12 月 10 日は 22 万 5,000 円、21 年 6 月 10 日は 22 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 10 日
② 平成 20 年 12 月 10 日
③ 平成 21 年 6 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準賞与額の記録が無く、申立期間②及び③の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年

金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社から提出された賞与集計表により、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、10万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は22万5,000円、賞与額に見合う標準賞与額は23万1,000円であることから、22万5,000円とすることが妥当であり、申立期間③の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は22万4,000円、賞与額に見合う標準賞与額は23万円であることから、22万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成20年12月10日は15万円、21年6月10日は47万5,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である20年12月10日は13万円、21年6月10日は35万6,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、20年12月10日は14万6,000円、21年6月10日は46万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月10日
② 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は14万6,000円、賞与額に見合う標準賞与額は15万円であることから、14万6,000円とすることが妥当であり、申立期間②の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は46万4,000円、賞与額に見合う標準賞与額は47万5,000円であることから、46万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の16万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与集計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は18万5,000円、賞与額に見合う標準賞与額は

19万円であることから、18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月20日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和50年7月31日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は昭和50年7月31日と記録されていることが確認でき、申立人は申立期間も同社に勤務していたものと認められる。

また、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿により、同社の従業員262人の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、月の初日に資格喪失しているものが204人であることが確認でき、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は退職日の翌日とされることから、同社の従業員の退職日は月の末日が通例であったことがうかがわれる。

さらに、上記従業員262人のうち、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が月の末日である者は申立人を含む4人（昭和50年7月31日喪失（申立人）、48年12月31日喪失、51年12月31日喪失、57年12月31日喪失）であることが確認できるが、このうち申立人を除く二人は厚生年金保険の加入記録に誤りは無いと供述しており、他の一人は、退職日については不明と供述しているが、当該従業員に係る厚生年金保険と雇用保険の記録は符合しており、当該4人のうち、厚生年金保険と雇用保険の記録が符合していないのは申立人のみであることから、申立人の厚生年金保険の資格喪失

日は雇用保険における離職日の翌日である昭和 50 年 8 月 1 日であると認められ、また、申立人のみが申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 50 年 7 月の随時改定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に解散し、事業主も死亡していることから、保険料を納付したか否かについては確認できないが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 50 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が、これを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年10月4日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、平成8年6月から同年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た26万円とすることが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月4日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月30日から同年12月1日まで
A社に営業職として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する資料により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年9月10日）の後の平成8年10月4日付けで、遡って同年6月30日とする旨の処理が行われている上、同社において被保険者であった複数の従業員についても同様の処理が行われていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本により、A社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年9月10日以降においても法人格を有していることが確認できることから、申立期間も適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の被保険者資格を喪失させる処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理日である平成8年10月4日であると認められる。

なお、平成8年6月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人に係る当該処理前のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成8年10月4日から同年12月1日までの期間について、申立人から提出された同年10月分及び同年11月分の給与明細書により、当該期間における厚生年金保険料の控除が確認できる一方、A社は、申立人に係る被保険者資格喪失日以降も、給与から厚生年金保険料を控除していたが、当該保険料は既に申立人に返金しているとして、申立人及び複数の従業員について、当該保険料の返金額を記載した資料を提出している。

そこで、当該資料に氏名及び厚生年金保険料の返金額の記載がある者19人から申立人及び事業主を除いた17人のうち、連絡先の判明した16人にA社からの厚生年金保険料の返金の有無について照会したところ、返金について回答のあった4人のうち、返金は無かったとする者は二人、返金があったとする者は二人であるが、当該資料によれば、返金があったとする者二人のうち一人について、返金が行われた旨の記載が確認できない一方、返金が無かったとする従業員については返金をうかがわせる記述が見られる等、当該資料の記載内容には一貫性が無く、従業員の供述と符合していない。

さらに、A社は、従業員への厚生年金保険料の返金については、申立期間当時の経理担当者でなければ説明できないとしているところ、当該経理担当者の連絡先は不明であり、申立人への保険料の返金についての供述を得ることができないことから、同社は申立人に被保険者資格喪失日以降の給与から控除した厚生年金保険料を返金していないと認められる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。B 社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出のあった平成 15 年冬期役員一時金計算表により、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記一時金計算表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。B 社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出のあった平成 15 年冬期役員一時金計算表により、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記一時金計算表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社(現在は、B社)における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。B社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった平成 15 年冬期役員一時金計算表により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記一時金計算表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。B 社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出のあった平成 15 年冬期役員一時金計算表により、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記一時金計算表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 1 月 31 日まで
A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額に見合った標準報酬月額になっていないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 3 年 1 月 31 日）より後の平成 3 年 5 月 9 日付けで、遡って 15 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A 社に係る商業登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できる。しかし、同社の複数の従業員は、「申立人は営業部長であり、厚生年金保険の事務には関与していなかった。」旨供述している。

また、申立人は、「社会保険事務所への対応は代表取締役が行っていた。」と供述しているところ、従業員 1 名も、「厚生年金保険の事務は、全て代表取締役が独断で行っていた。」旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理には関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 57 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和 57 年 4 月 1 日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 57 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 57 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、平成3年11月から4年9月までは30万円、同年10月から5年3月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、事業主は、申立人が主張する平成6年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月1日から5年4月1日まで
② 平成6年10月31日から同年11月1日まで

昨年、A社の同僚がB第三者委員会に申立てを行ったことから、当該同僚に係るアンケートが来たことがきっかけで、年金事務所で自分の年金記録を確認したところ、同社に勤務した期間のうち、平成3年11月から5年3月までの期間の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額と比べ低く記録され、また、資格喪失日が6年10月31日と記録されていることを知った。しかし、申立期間当時、同社では社会保険事務を担当していたが、自分の標準報酬月額を減額訂正したことはなく、また、同社には同年10月31日まで継続して勤務していたはずである。よく調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成3年11月から4年9月までは30万円、同年10月から5年3月までは32万円と記録されていたところ、同年4月1日付けで、遡って12万6,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人を除く11名の標準報酬月額についても、平成5年4月1日付けで、申立人と同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

上記減額訂正について、A社の代表取締役は、「申立期間①当時、当社は厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の職員と相談し、従業員の標準報酬月額を減額訂正することによって当該滞納分を清算することにした。」と供述している。

なお、申立人は、平成3年頃から、A社社内唯一の事務員として社会保険の事務を担当していたが、上記減額訂正に係る手続は行っていないとしているところ、同社の代表取締役は、「申立人は、平成3年頃から会社が倒産する6年10月までの期間、当社において唯一の事務員として、総務・経理業務等の事務全般を担当し、社会保険の届出事務も担当していたが、当該減額訂正に関しては役員だけで対応しており、申立人に当該減額訂正に関する書類の作成及び提出について指示したことはない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記標準報酬月額の減額訂正を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年11月から4年9月までは30万円、同年10月から5年3月までは32万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、当初、平成6年11月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年11月1日）より後の同年12月7日付けで、遡って同年10月31日と訂正されたことが確認できる。

上記訂正についても、A社の代表取締役は、「申立期間②当時、当社は厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の職員と相談し、従業員の厚生年金保険の資格喪失日を訂正することによって当該滞納分を清算することにしたと思う。」と供述している。

そして、申立人は、雇用保険の加入記録により、申立期間②においても、A社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人のA社における資格喪失日を訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る当該処理前のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、平成6年12月から7年7月までは36万円、同年8月から同年11月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成8年5月8日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月1日から7年12月31日まで
② 平成7年12月31日から8年5月8日まで
③ 平成8年5月8日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額になっていないので、正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②及び③については、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間①の標準報酬月額は、当初、平成6年12月から7年7月までは36万円、同年8月から同年11月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年12月31日の後の8年5月8日付けで、遡って16万円に減額訂正されていることが確認できる。また、同社の申立人以外の従業員13名についても、同年5月8日付けで、標準報酬月額の減額訂正が行われている。

そして、上記減額訂正について、A社の事業主は、平成8年1月以降は会社として機能しておらず、2回目の不渡りを同年5月か同年6月頃に出したように、社会保険

料の納付が滞っていたため、社会保険事務所に呼ばれ、その際、標準報酬月額の見直し等に関する判を押すだけの書類ができており、その書類に判を押した旨の供述をしており、事業主自身が行ったことを認めている。

一方、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本により、当該訂正処理が行われた平成8年5月8日の時点で、同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、平成6年12月1日から8年10月31日までの期間において、雇用保険の被保険者となっており、従業員としての身分でA社に勤務していたことがうかがえる上、同社で経理及び社会保険事務の担当であった元従業員も「申立人は、社会保険業務に携わっていなかった。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年12月から7年7月までは36万円、同年8月から同年11月までは41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録から判断すると、申立人が当該期間についてもA社に継続して勤務していたことが認められるところ、オンライン記録では、被保険者資格喪失日を平成7年12月31日とする処理が8年5月8日付けで行われており、併せて、7年12月31日に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の処理も行われている。

また、オンライン記録では、A社において、申立人と同様に、平成8年5月8日を処理日として、7年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が22名いることが確認できる。

上記資格喪失処理について、A社の事業主は、上記のとおり、事業主自身が行ったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成7年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理日である8年5月8日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る当該処理前のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社の事業主は、平成7年12月31日に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった手続を8年5月8日に行ったことを上記の経理及び社会保険事務の担当であった元従業員に伝えたことと供述している上、当該担当者は、同日以降については、厚生年金保険料を従業員の給与から控除していなかった旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年12月31日まで
A社に勤務した申立期間に係る報酬月額は、現在記録されている標準報酬月額より多かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年1月1日）の後の平成8年2月6日付けで、同社における申立人を含む21人の従業員の標準報酬月額が遡って減額訂正されており、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたが、16万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、上記遡及訂正処理日において同社の取締役であったことを確認できない。

なお、A社の従業員は、「申立人は、建築設計を行っていた。」旨回答していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人について、当該標準報酬月額の減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年2月までは30円、同年3月から同年8月までは50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年頃から29年頃まで

終戦の頃にB市にあった乾電池製造工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していた会社名及び期間ははっきりしないが、調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の旧姓と生年月日が一致する記録(昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、資格喪失日は記載されていない。)が確認できる。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿では、申立人の旧姓と一字相違しているものの、生年月日と性別が一致する者が、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得している記録が確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人の旧姓と一字相違しているものの、A社において昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、20年9月15日に資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

加えて、申立人と同じ女子寮に住み、同時期にA社に勤務し、終戦まで申立人と一緒に勤務していたとする同僚の厚生年金保険被保険者台帳によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同じ昭和20年9月15日に資格を喪失していることが確認できる。

一方、上記未統合の記録のうち、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない期間である。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると判断できることから、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月15日であることが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者台帳の記録から、昭和19年10月から20年2月までは30円、同年3月から同年8月までは50円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、昭和20年9月15日から29年頃までの期間について、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、当時の代表者を特定できないことから、申立人の当該期間における勤務状況等が確認できない。

また、複数の同僚の厚生年金保険に係る記録及び供述によると、申立人の当該期間のA社における勤務は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 41 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 19 万円とされている。しかし、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 18 年 10 月は 44 万円、同年 11 月は 41 万円、同年 12 月から 19 年 4 月までは 44 万円、同年 5 月は 41 万円、同年 6 月は 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 10 月 1 日から 19 年 7 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっていた。同社は、社会保険事務所（当時）に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社における申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、19 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 21 日に同社が社会保険事務所に提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時報酬訂正届」により、同年 9 月 7 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が 19 万円から 41 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（41 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A 社及び申立人から提出された申立期間に係る給与明細書等から、申

立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成18年10月は44万円、同年11月は41万円、同年12月から19年4月までは44万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る資格取得時報酬訂正届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月21日に社会保険事務所に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を昭和 64 年 1 月 1 日、資格喪失日に係る記録を平成元年 4 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を、平成元年 1 月及び同年 2 月は 32 万円、同年 3 月は 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から平成 4 年 1 月 10 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険料を給料から控除されていたはずなのに、厚生年金保険の加入記録が無い。一部期間の給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 4 月 1 日までの期間について、申立人及び従業員から提出のあった給料支払明細書並びに申立人の雇用保険の記録から、申立人は、当該期間において A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成元年 1 月及び同年 2 月は 32 万円、同年 3 月は 28 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A 社は、平成元年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間は適用事業所となっていない。しかし、B 市に所在する A 社は、商業登記簿謄本により、当該期間において法人事業所であることが確認できること、申立人及び従業員の勤務が確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において、適用事業所として社会保険事務所（当時）に

届出をしなければならないところ、届出を行っていないと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和62年3月から63年7月1日までの期間について、申立人は「前職を退職後、1年ほど経過してからA社に勤務した。昭和62年3月分から63年6月分までの給料支払明細書を所持していない。」と供述している上、回答のあった従業員3人も「申立人の入社時期は記憶していない。」と回答・供述していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除は確認できない。

一方、申立期間のうち、昭和63年7月1日から64年1月1日までの期間について、申立人提出の給料支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記給料支払明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社の従業員の一人が提出した給料支払明細書によれば、昭和63年7月から同年12月までの厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、当該従業員は、厚生年金保険に加入するまで国民年金に加入していた旨供述しており、オンライン記録によると、同人は、62年3月から平成元年3月まで国民年金に加入し、国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、昭和62年3月から64年1月1日までの期間について、オンライン記録によると、A社は、平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間は適用事業所となっていない上、同社は、資料が無いため申立人の勤務期間及び厚生年金保険の届出について不明と回答し、同社の事業主は、給与明細書や賃金台帳を保管していない旨供述していることから、当該期間について、申立人に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成元年4月1日から4年1月10日までの期間について、申立人提出の給料支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、資料が無いため申立人の勤務期間及び厚生年金保険の届出について不明と回答し、同社の事業主は、給与明細書や賃金台帳を保管していない旨供述していることから、当該期間について、申立人に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人提出の平成2年3月分から3年7月分まで及び同年12月分の給料支払明細書によると、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる上、申立人は、元年4月分から2年2月分まで及び3年8月分から同年11月分までの給料支払

明細書を所持していない旨供述していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人の厚生年金基金の記録によると、平成4年1月10日に資格取得とされ、オンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人の国民年金の記録は、平成元年4月から3年12月までについて全額申請免除期間となっていることが確認でき、C市の国民年金被保険者名簿の記録もオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成元年4月1日から4年1月10日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成 18 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 36 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 18 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間②の標準報酬月額が、給料支払明細書の総支給額に見合う標準報酬月額より低くなっている。一部期間の給料支払明細書及び「平成 18 年分給与所得の源泉徴収票」を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成 18 年 2 月から同年 5 月までの期間の標準報酬月額については、申立人及びA社から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者

標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」の記載内容は、オンライン記録と一致していることから、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 18 年 6 月から同年 8 月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された「平成 18 年分給与所得の源泉徴収票」及び A 社から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間①について、申立人から提出された A 社の「平成 18 年分給与所得の源泉徴収票」及び同社の平成 18 年 2 月分の給料支払明細書により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社の事業主は、「就業規則には、採用の日から 3 か月間の試用期間を設けており、この期間は厚生年金保険及び雇用保険には加入させていないが、申立人から、自身の妻が病気のため、どうしても健康保険に加入したいとの強い要望があったので、平成 18 年 2 月 1 日に資格取得させた。」と回答している。

また、A 社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人は平成 18 年 2 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の資格取得日は、平成 18 年 2 月 1 日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることから、上記事業主の回答が裏付けられる。

加えて、申立人及び A 社から提出された平成 18 年 2 月分の給料支払明細書によると、当月分の厚生年金保険料のみが控除されており、同社は申立人の申立期間①に係る保険料を控除していない旨回答している。

また、申立人に係る国民健康保険の加入記録によると、加入日が平成 18 年 1 月 1 日、脱退日が同年 2 月 2 日と記録されていることから、申立人は、申立期間①において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 12 月まで
私の母は、昭和 57 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を加入当初は納付書で、その後は母名義の預金口座から口座振替で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 63 年 4 月に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄の「被保険者の種別」欄には 61 年 4 月から開始された第 1 号被保険者、第 3 号被保険者の種別が記載されていることから、当該手帳は同年同月以降に交付された手帳であることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする母親は、申立期間当時に年金手帳を受け取った記憶が無く、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12900 (事案 1407 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、私の兄と家業に従事することになったので会社を退職して国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は私が兄の分と一緒に納付していた。兄の保険料は納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額等に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年12月頃に払い出されており、この払出時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、今回の申立てにおいて、申立人が所持する年金手帳に国民年金の「初めて被保険者となった日」が昭和48年4月1日と記載されていることをもって、同日に国民年金に加入し、保険料を納付したはずであると説明しているが、当該事項は国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時点を示すものではない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする元従業員から当時の状況を聴取することができないため、加入手続当時の状況が不明であり、申立人から新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな

な事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年2月までの期間、60年6月から61年6月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年6月から49年2月まで
② 昭和60年6月から61年6月まで
③ 昭和61年10月から62年3月まで

私は、国民年金保険料については未納が生じないように納付を続けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期、保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年12月から62年1月頃までに払い出されており、この払出時点では申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は上記の手帳記号番号が記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②及び③については、申立人は未納が生じないように保険料の納付を続けてきたと説明しているが、申立人の手帳記号番号は上記のとおり昭和61年12月から62年1月頃までに払い出されていること、オンライン記録では申立期間③を含む期間に係る納付書が63年10月11日に作成されていることから、申立期間②及び③の保険料は遡って納付することとなるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶が曖昧であるほか、申立期間②のうち60年6月から61年3月までは申立人が所持する年金手帳では国民年金の未加入期間となっており、オンライン記録

でも平成4年10月に記録が訂正されるまでは未加入期間となっていたことが確認でき、この期間は、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年3月までの期間及び同年10月から51年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から50年3月まで
② 昭和50年10月から同年12月まで
③ 昭和51年1月及び同年2月

私が申立期間①当時に勤めていた会社は、私の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間②及び③の保険料は私の妻が遡って納付してくれた。

申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していた会社が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたとする当時の会社の社長等から保険料の納付状況等について聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であるなど、当該会社が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②及び③については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人が当該期間の保険料を納付したと説明する妻は保険料の納付時期、納付額及び納付月数に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間③は国民年金の未加入期間であることが申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の妻が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間については、申立期間①直前の昭和 48 年 4 月から同年 7 月までの期間の保険料が 53 年 9 月 25 日に第 3 回特例納付により納付されていることがオンライン記録及び特例納付に関するリスト（附則 4 条リスト）で確認できるものの、申立人の妻は特例納付について、保険料の納付対象期間、納付額及び納付時期に関する記憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12903 (事案 11023 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 10 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 42 年 1 月から 44 年 3 月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を区役所で納付しており、申立期間②の保険料は転居後に保険料を納付していないことを知り、転居先の区役所で国民年金の加入手続を行い、遡って保険料を全て納付書で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てのうち、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は当該期間の保険料は昭和 41 年 10 月頃に区役所で納付書により納付したと説明しているが、申立人が当時居住していた区の現年度保険料の納付は印紙検認方式であり、当時の納付方法と相違しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 6 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、再申立てを行ったものの、申立人から新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当該期間の保険料を納付していなかったことを昭和 42 年に転居した後しばらくして知り、区役所で加入手続を行い、遡って納付したはずであるとして、今回、新たに当該期間を追加申立てしているが、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料を全て納付書で遡って納付したと説明している

が、転居後の区で申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 44 年 3 月時点では、当該期間のうち 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の保険料は現年度保険料となり、その納付方法は印紙検認方式であり、当時の納付方法と相違しているほか、申立期間②のうち 42 年 1 月から 43 年 3 月までの期間の保険料は、納付書により過年度納付することが可能であるものの、申立人は申立期間②の保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月まで
私は、昭和 58 年 3 月に会社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行い、区役所から送られてきた納付書で、申立期間の国民年金保険料を金融機関で定期的に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 58 年 3 月に会社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行い、定期的に保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 60 年 7 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち 58 年 3 月は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の同年 4 月から 60 年 3 月までの期間は、当該払出時点で保険料を過年度納付することが可能な期間であったが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立人は、現在所持する上記の手帳記号番号が記載された年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から61年9月まで
私は、昭和61年10月頃に国民年金の加入手続を行い、その場で申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和61年10月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括で納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の63年9月頃に払い出されており、過年度保険料の納付書が63年11月7日に作成され、当該納付書作成時点で過年度納付することが可能な申立期間直後の61年10月まで遡って保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるものの、当該納付書作成時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 38 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月まで

私は、転居した昭和 47 年 6 月の前に、母から「今までは国民年金保険料を全てきちんと納付しているの、これからは自分で納付しなさい。」と言われて国民年金手帳を渡された。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間①の中間の昭和 37 年 10 月頃に払い出されているが、申立人は、「母から保険料の納付に関する具体的な話を聞いた記憶は無く、私の兄弟姉妹も私の国民年金に関することは知らない。」と説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 63 年 9 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 58 年頃に、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を、毎月納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が主張する昭和 58 年頃ではなく、平成元年 11 月に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、現在所持する当該手帳記号番号が記載された年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無く、申立人が所持する年金手帳は、平成の元号が印刷されていることから平成元年以降に交付されたものであることが確認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者の資格取得事由は、「適用漏れ」と入力されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点より前においては、国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間のうち、昭和 58 年 11 月から 62 年 9 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 9 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、納付が可能な期間であるものの、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、「申立期間の保険料は毎月納付しており、遡ってまとめて納付した記憶は無い。」と述べている。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が納付したとする申立期間に係る保険料の納付金額及び納付頻度は、申立期間当時における保険料額及び納付方法と相違している。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年3月まで
私は、昭和47年に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年頃に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、50年2月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しており、「当該手帳以外に別の手帳を所持した記憶は無い。」と述べていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、47年1月から同年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、当該手帳記号番号の払出しの時点は、第2回特例納付の実施期間であるものの、申立人は、「申立期間の保険料を遡って納付したことはなく、特例納付という制度があることも知らなかった。」と述べており、特例納付を行った状況もうかがえない。

また、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの保険料は、前述の手帳記号番号の払出しの時点においては過年度納付することが可能であるものの、申立人は、保険料の納付方法及び納付金額等の記憶が曖昧である上、前述のとおり申立期間の保険料を遡って納付したことはないとしており、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年12月まで

私たち夫婦は、昭和48年10月にA区に転入し、私が転入届の受付と同時に夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。申立期間のうち、43年4月から48年10月までの期間の国民年金保険料については、私が加入手続後すぐに同区役所で夫婦二人分を遡ってまとめて納付した。48年11月以降の保険料は、私の夫が納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和52年4月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しより前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。その上、当該手帳記号番号の払出しの時点は特例納付の実施期間外である。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が昭和43年4月から48年10月までの夫婦二人分の保険料を遡って納付したとするA区役所においては、過年度納付及び特例納付の保険料を納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年3月まで

私たち夫婦は昭和48年10月にA区に転入し、私の妻が、転入届の受付と同時に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間を含む43年4月から48年10月までの期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、加入手続後すぐに同区役所で遡ってまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和48年10月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人の妻は、「夫は現在所持する年金手帳以外に年金手帳を所持したことはない。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しより前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。その上、当該手帳記号番号の払出しの時点は特例納付の実施期間外である。これらのことから、申立期間のうち、46年6月以前の期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの保険料は、過年度納付することが可能であるものの、申立人の妻が43年4月から48年10月までの期間の夫婦二人分の保険料を遡ってまとめて納付したとするA区役所においては、過年度納付及び特例納付の保険料を納付することができない。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 12 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 12 月から 63 年 3 月まで

私の母は私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料は、父の銀行口座から引き落としで納付していた。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成 5 年 3 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号以外の番号が記載された年金手帳を所持した記憶が無いことから、当該手帳記号番号の払出しより前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立人が現在所持している当該手帳記号番号が記載された年金手帳には、申立人の国民年金に係る最初の資格取得日について「昭和 61 年 12 月 21 日」と記録されていることが確認できる。その上、申立期間は、オンライン記録においても未加入期間として管理されている。これらのことから、申立期間①は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、国民年金の加入手続の時期の記憶は曖昧である。

このほか、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、
申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 59 年 8 月から 60 年 9 月までの保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 9 月まで

私は、昭和 56 年に国民年金に加入して以降、遅ればせながらも国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料については、61 年 4 月に自宅に来た集金人に納付した記憶があり、免除申請をした記憶も無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

なお、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月から 60 年 9 月までの期間の保険料については、平成 6 年 8 月にも納付しており、保険料の二重払いとなるため、当該期間に係る保険料を返金してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について「昭和 61 年 4 月に自宅に来た集金人に 59 年 4 月から 60 年 9 月までの期間の保険料を納付した。」と述べているが、申立人が当時居住していた A 市は、「保険料の納付・免除指導を中心に行っていた職員が集金業務も行うようになったが、職員は、現年度分の保険料のみを徴収し、過年度分の保険料については徴収していなかった。」と回答している。

また、申立人から提出された昭和 49 年度から 62 年度までの納付状況が印字されているオンライン記録の「被保険者記録照会」に係る納付記録によると、申立期間に係る 59 年度及び 60 年度の保険料は、未納と記録されている。

さらに、申立人が所持している昭和 63 年 1 月 12 日に発行された申立期間直後の 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間に係る「納付書・領収証書」によると、当該期間の保険料が 63 年 1 月 28 日に納付されていることが確認できることから、申立期間は、60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の保険料を納付した 63 年 1 月の時点

においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を昭和 61 年 4 月に納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を昭和 61 年 4 月に納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間については、59 年 5 月 31 日を「該当・申請」として申立人の保険料が免除されていた記録が平成 6 年 8 月 25 日に取り消された後、昭和 59 年 8 月 1 日を「該当・申請」として、同年同月から 60 年 3 月までの期間の保険料の免除が記録されている。また、申立期間のうち、60 年 4 月から同年 9 月までの期間については、同年 5 月 31 日を「該当・申請」として保険料が免除されていた記録が平成 6 年 8 月 25 日に取り消された後、昭和 60 年 5 月 10 日を「該当・申請」として、当該期間の保険料の免除が記録されている。これらの申立期間に係るオンライン記録は、前述の申立人から提出された「被保険者記録照会」の内容と相違しているものの、申立人は、前述の記録訂正により免除された 59 年 8 月から 60 年 9 月までの期間の保険料を平成 6 年 8 月 31 日に追納していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、大学卒業と就職を間近に控えた平成4年1月から同年3月頃までに、自宅近くの郵便局で、申立期間の国民年金保険料を一括納付した。申立期間の保険料が免除とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、平成4年1月から同年3月頃までに、自身で一括納付した。また、申立期間の保険料について、免除を申請した記憶は無い。」と述べている。

しかしながら、申立期間の保険料については、オンライン記録によると、平成3年5月31日を申請日とする全額免除の申請の記録と同申請が承認されたことを示す記録が確認できる。また、オンライン記録によると、申立期間のうちの3年4月から同年12月までの期間の保険料8万1,000円が、「過誤納理由 免除申請書」として、4年1月30日に還付決議され、同年3月6日に送金（支払）通知書が作成され、口座番号*（金融機関名は空欄）に振込（支払）されていることが確認できる。これらのことから、申立人は、申立期間のうちの3年4月から同年12月までの期間の保険料のみを納付したものの、申請免除を理由として還付されたものと考えられる。

さらに、申請により納付義務を免除された期間の保険料については、申請免除期間における保険料の追納の申込みを行い、承認を受けることによって、当該追納を承認する日の属する月前10年以内の期間に係る保険料の全部又は一部につき追納することができるものの、申立人は、追納の申込みを行った記憶が曖昧である上、「平成4年4月以降に、保険料を納付した記憶は無い。」と述べている。これらのことを踏まえると、申立期間の保険料は納付されていないものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から46年3月まで

私は、いつ頃から国民年金保険料を納付したのかよく憶^{おぼ}えていないが、納付する時はいつも兄の分と一緒に納付していたと思うので、申立期間の兄の保険料が納付されているのであれば、私の保険料も納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和46年4月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が基礎年金番号として記載されている年金手帳のみを所持しており、ほかに国民年金手帳を所持していた記憶が曖昧であることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間の保険料は、前述の申立人の手帳記号番号の払出しの時点においては過年度納付することが可能であるものの、申立人は、「遡って納付をした記憶が無い。」と述べている。

また、申立人は、「請求書が届けば、きちんと郵便局で納めていたと思う。」と述べているが、申立人が居住しているA区においては、郵便局等を利用する納付書方式による納付方法が行われたのは、申立期間中の45年7月からであり、申立人は、それ以前に行われていた国民年金手帳を使用する印紙検認方式により納付していた記憶が無いことなどから、申立人が主張する納付方法は、申立期間当時における納付方法と一部期間において相違する上、申立人は、納付当初の保険料額の記憶が曖昧である。

さらに、オンライン記録によると、申立人の保険料は、前述の手帳記号番号が払い出された昭和46年度から納付が開始されており、また、申立人が一緒に保険料

を納付していたと思うとしている申立人の兄の保険料については、申立人の兄の手帳記号番号が払い出された 40 年度から納付が開始されていることが確認でき、いずれも手帳記号番号の払出しより前の年度は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22825 (事案 4901 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月17日から28年9月16日まで

私は、脱退手当金を受給していないと前回第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、この第三者委員会の審議結果には納得できないので、新たな資料等はないが再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険被保険者台帳の申立人の氏名は、申立期間の脱退手当金の支給決定日である昭和29年6月1日に旧姓から新姓に氏名変更が行われていることが確認でき、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できず、新たな資料等はないが再度申し立てているところ、今回の調査において、申立人が、申立期間に勤務したA社B工場の同僚として、唯一、姉の名前を挙げていることから、申立人の約半年後に退職している姉に当時の状況を聴取した結果、「退職時には、脱退手当金は皆がもらうという話を聞き、自分も受給した。妹が退職したときに、妹と脱退手当金の話をした記憶は無く、妹が受給をしたかどうかは記憶に無い。」と供述しており、姉は、脱退手当金を受給していることが確認できる。

このほか、申立人からは、新たな資料や情報が得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらない。

したがって、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 21 日から 38 年 11 月 17 日まで
脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に過去 2 回申し立てたが、平成 22 年 3 月 31 日付け及び 23 年 1 月 13 日付けで通知が届き、申立ては認められなかった。

しかし、この結果に対する回答内容を受け入れ難く、今回、元夫に連絡したところ、脱退手当金を受給していなかったこと及び年金手帳が当時存在していたことをはっきりと覚えており、そのことを証言してくれると言っていたので、確認の上、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。また、認められないのであれば、支払ったという証拠を見せてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立人の脱退手当金は、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどから、当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後の 2 回目の申立てについては、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても当委員会の決定に基づき、平成 23 年 1 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記結果に対する回答内容を受け入れ難く、元夫に連絡したところ、元夫が、脱退手当金を受給していなかったこと及び年金手帳が当時存在していたことをはっきりと覚えており、そのことを証言してくれると言っていたので、申し立てたとしている。

しかし、そもそも脱退手当金を受給していないことを第三者が証明することは困難であるところ、当該元夫は、「申立期間当時は、年金に関しては、若かったので意識しておらず、脱退手当金という制度を聞いたことも無かった。また、年金手帳については、

そのようなものがあつた気がするが、その内容を見たかどうか分からない。」と供述しており、申立人が、脱退手当金を受給していないとは認められない。また、申立人は、当該申立てについて、認められないのであれば、支払った証拠を見せてほしいとしているが、当委員会の役割や判断の基準は、前回の通知に記載したとおりである。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

60 歳になったときに、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社は、「退職を希望している人に対して、脱退手当金について、受給するかどうかの意思確認をし、代理で請求及び受領を行っており、退職者に現金で支給をしていた。」としているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 3 月 1 日の前後の各 3 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格を有する 44 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、23 名に支給記録が確認でき、そのうち 15 名については厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者 1 名は、「脱退手当金については、会社が請求手続を行ってくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高い。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 6 月 19 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いという

ほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から41年12月26日まで
年金の請求手続をしたときに、申立期間の前に勤務したA社及び申立期間に勤務したB社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、A社を退社した後に、脱退手当金を受給した記憶はあるが、B社を退職した後については、受給した覚えは無いので、申立期間の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、申立期間に勤務したB社及び申立期間の前に勤務したA社の厚生年金保険被保険者期間を対象として昭和42年6月13日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、A社の被保険者期間に係る脱退手当金については、同社を退職後に受給したが、申立期間であるB社の被保険者期間については、受給していないと主張している。

しかし、日本年金機構の記録では、申立人が主張しているA社の退職後には脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、上記申立期間後の昭和42年6月13日に支給決定された記録のみであり、また、当該脱退手当金の支給は、申立人が受給を認めているA社の被保険者期間と申立期間とを合わせた2期間を対象として決定されており、その支給額に計算上の誤りは無い上、B社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているにもかかわらず、申立人が受給を認めているA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、「脱」の表示が記されていないことなどから判断すると、申立人は、B社を退職後に、A社の被保険者期間と合わせて、脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

なお、申立人が申立期間に勤務したB社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年12月26日

の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、同社における被保険者期間のみで脱退手当金の受給資格を有する10名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、8名に支給記録が確認でき、そのうち7名については資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録のある者のうち連絡の取れた2名は「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」との供述をしていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 21 日から 49 年 10 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 48 年 3 月 21 日にB社からA社に転属し、同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された申立人に係る労働者名簿等により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社から提出されたB社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」並びにA社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 48 年 3 月 21 日、B社が加入しているC健康保険組合の資格喪失日は 49 年 10 月 1 日、A社に係る厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格取得日は 49 年 10 月 1 日であることが確認できる。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者原票及びA社に係る厚生年金保険被保険者原票により、昭和 47 年及び 48 年にB社からA社に転属した申立人を含む 6 名については、それぞれの転属日から 49 年 10 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できるが、これについて、A社は不明であると回答しており、申立期間当時の同社の社会保険担当者は、申立人を含む 6 名の被保険者資格取得届を提出したが、申立期間中の保険料控除は不明であると回答している。

さらに、上記 6 名のうちの 1 名及び申立人から提出された給与明細書により、申立期間の給与から控除されていたのは健康保険料のみであり、厚生年金保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 1 月 5 日から同年 6 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様、昭和 23 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している元従業員 2 名に照会したところ、このうちの 1 名は、同年 1 月の入社時に申立人が同社に勤務していたと供述していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記被保険者名簿及び厚生年金保険適用事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 23 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は既に解散していることが確認できる上、事業主は所在不明で、当時の総務担当者は既に死亡しているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記元従業員 2 名のうちの 1 名は、A社は、設立から大分遅れて昭和 23 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、それより前の期間の保険料控除については、給与明細書も無く不明であると供述している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、A社における被保険者資格取得日は、昭和 23 年 6 月 1 日と記載されており、上記被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。前勤務先から間を空けずに同社に勤務しており、雇用保険の加入記録も取得日は平成 12 年 2 月 1 日となっているため、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立期間に係る賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時、アルバイト及びパートは6か月の試用期間を設け、その間は社会保険に加入させず、現在においても同様の取扱いである旨回答している。

このことは、上記賃金台帳兼源泉徴収簿において、申立期間に係る給与から厚生年金保険料は控除されておらず、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成 12 年 7 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることにも符合している。

また、健康保険組合から提出された被保険者情報によると、申立人の当該組合の加入日は、平成 12 年 7 月 1 日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 3 年 11 月 30 日まで
ねんきん定期便によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与の額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年 11 月から 2 年 6 月までは 38 万円、同年 7 月から同年 10 月までは 44 万円、同年 11 月から 3 年 10 月までは 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 11 月 30 日より後の同年 12 月 25 日付けで、8 万円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成 2 年 12 月分を除く申立期間に係る給料明細書によると、上記遡及減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の遡及減額訂正時において、同社の取締役であったことが確認できる。

また、複数の元従業員は、「社会保険関係事務は申立人が行い、社判は申立人が管理していた。A社は平成 3 年 12 月頃倒産したが、その時期は取引先への支払も滞っており、給与も支払われなかったことを記憶している。」旨供述している。

さらに、申立人は、「A社の取締役総務部長として、社会保険の届出事務は自ら行っていた。申立期間当時は社会保険料を滞納していたため、平成 3 年 12 月中頃に社会保険事務所（当時）より出頭依頼を受け、社長と共に出頭し、担当職員らの指示により届出書に自分が記載し、押印した。社長と自分はその指示に従わざるを得なかった。」旨供述している。

以上のことから、申立人は、A社において社会保険事務に係る一定の権限を有してい

たと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役総務部長として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額訂正が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から4年3月30日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務した複数の元従業員は、「申立人は、同社の下請の親方の下で数年間勤務していたことを記憶している。」旨供述しており、また、申立人自身も当委員会の照会に対し、「自分は同社の下請の親方の下で勤務していた。」旨供述していることから判断すると、申立人は、時期は特定できないものの、申立期間に同社で勤務していたが、同社の従業員ではなかったと認められる。

また、上記複数の従業員のうちの一人は、「A社の社員でなければ厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨供述している。

一方、A社の元代表者の妻は、「申立人は、当初は下請の社員であったが、その後、当社の社員となり厚生年金保険及び雇用保険に加入した。」旨供述しているが、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は確認できない。さらに、公共職業安定所は、「申立人の同社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。」としている上、同社に係る被保険者縦覧照会回答票の整理番号に欠番は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月26日から48年4月1日まで
A社に所属する青果店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に、昭和43年11月から48年3月末日に廃業するまで夫と二人で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に所属する別の青果店に勤務した複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は申立期間に、同社に所属する青果店の仕事に従事していたことがうかがえる。

しかし、保管されていた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険被扶養者届（異動届）によると、申立人は、昭和45年2月26日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けで申立人の夫の被扶養者となったことが確認できる。

また、上記複数の元従業員は、「A社は、青果業を営む小売店が組織した事業所であり、各店舗の従業員の厚生年金保険の加入及び給与支払に係る判断については、各青果店の事業主が行っていた。そのため、申立人がいつまで厚生年金保険に加入していたかは分からない。」旨供述している。

なお、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者は他界していることから、同社における厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22843 (事案 1532 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額及び資格喪失日の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 12 年 10 月 6 日まで

代表取締役会長としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額及び資格喪失日が相違していることが判明したため、第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、代表取締役会長として会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該期間に係る標準報酬月額及び資格喪失日の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、標準報酬月額の変更及び被保険者資格の喪失は、社会保険事務所（当時）の指導によるものであり、変更前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことは当時の給与支払明細書で確認できるので、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 10 月 1 日（現在のオンライン記録では、同年 10 月 6 日）の後に、資格喪失日は同年 1 月 31 日に、11 年 5 月から同年 12 月までの標準報酬月額は 59 万円から 20 万円に訂正されていることが確認できる。一方、A社に係る社会保険料の滞納処分票から、同社は平成 10 年には社会保険料の支払に苦慮し、その後、申立人が社会保険事務所から呼出しを受けた際に役員報酬の見直し等を指示され、また、滞納保険料相当額が差押えられていることが確認できる。さらに、A社の社印が押された「社会保険脱退の申入れ」により、申立人が自分を含め役員が厚生年金保険の脱退について、社会保険事務所に対して指導を求めていることが確認できる。これらを総合的に判断すると、申立人は、代表取締役会長として自ら標準報酬月額の変更及び被保険者資格の喪失に一旦同意しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、申立期間に係る給与支払明細書等を提出しているが、当該給与支払明細書等は、いずれも前回の申立て時に提出されたものであり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、「平成 23 年 6 月に年金事務所から標準報酬月額の変更及び被保険者資格の喪失に関する問合せ文書が送られてきたことが新たな事情である。」旨主張しているが、当該問合せ文書は、A社に勤務した者の標準報酬月額の変更及び被保険者資格の喪失に係る申立てが認められたために、同社で同様の手続が行われている者について、当時の事実関係を確認するために管轄年金事務所から送付されたものであり、当初の決定を変更すべき新たな事情とはいえない。なお、管轄年金事務所は、「当該問合せ文書を送付した後に、申立人が既に訂正不要の決定を受けていたことに気付いた。本来は送付すべき対象者ではなかった。」旨回答している。

さらに、申立人は、「平成 12 年 8 月に算定基礎届が届出されており、被保険者資格を喪失している期間にこのような公的書類が存在することはあり得ない。」旨主張しているが、当該算定基礎届は同年 8 月 1 日に管轄社会保険事務所へ届出されており、本申立てに係る標準報酬月額及び資格喪失日の遡及訂正処理より前に届出されていることから、不自然な届出書であるとは認められない。

加えて、申立人は、「標準報酬月額及び資格喪失日の遡及訂正処理は社会保険事務所の指導であり、民間の事業主が主導して行うことはできない。」旨主張しているが、前回の審議のとおり、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたことが認められることから、A社の代表取締役会長として、当該遡及訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されない。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び資格喪失日の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 21 日から 45 年 9 月頃まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社とほぼ同時期に約6年間掛け持ちで勤務した。申立期間にA社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間当時のA社の幹部社員は、「申立人の厚生年金保険の被保険者資格の得喪に係る届出について明確な記憶は無いものの、同社では法律に^{かな}適った運用をしており、厚生年金保険に加入している従業員については全員分の届出を行っていた。」「申立期間当時、資格喪失の手続をした後に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

一方、オンライン記録、B社に係る事業所別被保険者名簿及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間において、同社にも勤務していたことが確認できるが、同社において、複数の事業所に勤務し厚生年金保険に加入する際に必要な、健康保険・厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届を提出していた形跡は見受けられない。

なお、上記事業所別被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 39 年 9 月 1 日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際、新規の厚生年金保険被保険者番号が払

い出されたが、その後40年5月24日に当該被保険者番号を取り消され、A社で届け出
ていた被保険者番号に書き換えられたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生
年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除
されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月5日から25年10月31日まで

A施設に勤務した昭和24年4月5日から25年10月31日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、申立期間の記録を訂正する旨の通知を受けたが、厚生年金保険に加入する手続きをした記憶や、申立期間に給与から厚生年金保険料が控除された記憶は無く、申立期間は厚生年金保険には加入していなかったと思うので、申立期間の被保険者記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時にA施設において申立人と同一職種の運転手であったとする複数の同僚及び従業員の供述により勤務が確認でき、また、申立人が被保険者資格を取得した昭和24年4月1日と同日に被保険者資格を取得している被保険者数が、申立人及び同僚が供述する当時の従業員数とほぼ一致していること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成23年7月12日付けで、昭和24年4月5日から25年10月31日までの記録を訂正する旨の総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

これに対し、申立人は、申立期間にA施設には勤務していたが、厚生年金保険の加入手続きや給与からの厚生年金保険料の控除についての記憶は無く、申立期間は厚生年金保険に加入していなかったと思うので、申立期間の被保険者記録を取り消してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人は、自分が厚生年金保険に加入していなかったと主張するのみで、申立期間に厚生年金保険に加入していなかったことをうかがわせる新たな資料の提出は無いことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかにも当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の主張を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①から⑤までについて、申立人は、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間⑥について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月から26年6月まで
② 昭和26年9月から同年11月1日まで
③ 昭和27年9月から28年6月まで
④ 昭和29年9月から30年6月まで
⑤ 昭和30年9月から32年6月まで
⑥ 昭和64年1月から平成元年7月まで

A船舶に乗務した申立期間①、B船舶に乗務した申立期間②、C船舶に乗務した申立期間③、D船舶に乗務した申立期間④及びE船舶に乗務した申立期間⑤の船員保険の加入記録並びにF社（現在は、G社）に勤務した申立期間⑥の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にそれぞれの船舶又は事業所に乗務又は勤務していたことは確かなので、申立期間を船員保険又は厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和25年9月から26年6月までH氏を船舶所有者とするA船舶に乗務し、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、H氏を船舶所有者とするA船舶は、申立期間①に船員保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記の船舶所有者は既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間①当時A船舶のI職の姓を記憶しているところ、同人の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び船員保険の取

扱いについての供述を得ることができない。

加えて、申立人の主張するA船舶及びその船舶所有者の所在地（J市）に所在するK組合は、H氏を船舶所有者とするA船舶は同組合所属船舶であるが、当時の資料が無いことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができないとしている。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、L氏を船舶所有者とするB船舶に乗務した期間のうち、昭和26年9月から同年11月1日までの船員保険の加入記録が無いと申し立てている。

しかし、L氏を船舶所有者とするB船舶は、既に適用事業所でなくなっており、同氏も死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は、B船舶の上司及び同僚を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間②に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについての供述を得ることができない。

さらに、L氏を船舶所有者とするB船舶に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間②及びその前後に、同船舶において船員保険の加入記録が確認できる従業員は、全員の連絡先が不明又は既に死亡していることから、これらの者から、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び船員保険の加入状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、昭和27年9月から28年6月まで、M氏を船舶所有者とするC船舶に乗務し、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、M氏を船舶所有者とするC船舶は、既に適用事業所でなくなっており、同氏も死亡していることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しているところ、当該同僚は既に死亡していることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについての供述を得ることができない。

さらに、申立期間③及びその前後にC船舶において船員保険の加入記録が確認できる従業員のうち連絡先の判明した3人に、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び船

員保険の加入状況について照会したところ、回答が得られた一人は不明としており、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間④について、申立人は、N氏を船舶所有者とするD船舶に乗務し、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D船舶の船舶所有者であるO社の代表取締役のN氏は、既に死亡しており、同社では、当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の申立期間④に係る勤務実態及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は、D船舶の同僚二人の名前を記憶しているが、これらの者の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間④に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについて供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間④における船員保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

5 申立期間⑤について、申立人は、P氏を船舶所有者とするE船舶に乗務し、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間⑤にE船舶の船舶所有者であったP氏は、既に死亡しており、現在の事業主は、当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態及び船員保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は、E船舶の同僚二人の名前を記憶しているが、これらの者の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、P氏を船舶所有者とする船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間⑤及びその前後に船員保険の加入記録がある従業員で、氏名又は姓が同僚の名前と符合する従業員のうち、連絡先の判明した二人に、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態及び船員保険の取扱いについて照会したが、回答を得られないことから、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑤における船員保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

6 G社の回答により、期間は特定できないものの、申立人がF社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、G社は、当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、G社は、正社員は、厚生年金保険に加入させていたとしているところ、申立人に申立期間⑥に係る加入記録が無いことについては、正社員ではなかったのではないかとしている。

さらに、申立人は、申立期間⑥当時にF社において一緒に勤務した同僚の名前を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間⑥に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立期間⑥及びその前後にF社において厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した一人に、申立人の申立期間⑥に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、不明であるとしていることから、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月頃から26年6月6日まで

A社B作業所で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和25年8月頃入社し、同社同作業所のC部署で部品係として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B作業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、同社B作業所に関する人事記録及び賃金台帳等の資料は既に廃棄しているとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社は、同社B作業所に係る被保険者台帳を提出し、当該被保険者台帳に記載の申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和26年6月6日であるとしているところ、この資格取得日はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、A社B作業所の事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿における被保険者資格取得日は、いずれもオンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、上司及び同僚を覚えていないとしていることから、上記事業所別被保険者名簿により、昭和25年8月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員35人に照会し、21人から回答を得たが、このうち3人が申立人と同一部署で勤務していたとしているところ、3人全員が申立人を知らないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認で

きる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 16 日から 54 年 7 月 16 日まで
A 社 (現在は、B 社) C 支店に営業職として勤務した申立期間の加入記録が無い。
申立期間に間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる記録は無いとしているところ、当時の取扱いとして、営業職については、入社時は正社員ではなく、入社後の研修期間中に営業目標を達成した者を正社員として厚生年金保険に加入させていたとしている。

また、申立人は、A社C支店に自身と同じ営業職として勤務していた同僚3人の姓を記憶しているところ、このうち二人の姓は、同社に係るオンライン記録において加入記録が確認できず、残る一人については、申立人が供述する姓及び年代に符合する者は4人確認できたが、いずれも同社C支店には勤務していないとしていることから、同僚の同社における加入記録は確認できない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に加入記録のある従業員のうち、連絡先が判明した19人に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった14人はいずれも同社C支店には勤務しておらず、申立人を知らないとしているところ、上記14人のうち、入社時の職種が申立人と同一職種の営業職であったとする従業員8人のうち7人は、自身の勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致していないとしており、その理由として、営業職として入社した当時は正社員ではなく、営業成績が良好な者のみが正社員となり、正社員となったときに厚

生年金保険に加入できたとしており、これらの供述は、B社が供述する申立期間当時の取扱いと符合していることから、申立期間当時、A社では、営業職の全員は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合に申立人の加入記録は見当たらない上、同社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 10 日から 24 年 10 月 20 日まで
A社B工場（現在は、C社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同工場の寮では2名の同僚と同室だった。終戦後から4、5年間勤務した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場において、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員2名の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C社の人事部長は、「A社及び同社B工場における当時の資料が無いことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び保険料控除については不明である。」旨回答していることから、申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人がA社B工場の寮で同室だったと記憶する2名の同僚は、死亡又は病気により申立人の勤務状況等を確認することができない。

さらに、A社B工場において、社会保険事務等の責任者であった総務部長は既に死亡しており、社会保険事務又は経理担当者複数名も死亡又は回答が得られないことから、申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできず、また、申立期間③については、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月1日から平成2年3月1日まで
② 平成2年3月1日から3年7月31日まで
③ 平成3年7月31日から5年3月31日まで

A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が当時受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額より低くなっている。また、申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

確認できる資料は保有していないが、記憶では、申立期間①及び②については50万円くらいの給与を受け取り、申立期間③についてはA社が倒産する平成5年3月頃まで勤務していたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額は36万円と記録されているが、実際受給していた報酬月額は50万円くらいであったと主張している。

しかしながら、A社の代表取締役であった申立人は、同社は既に倒産していることもあり、当時の給与や社会保険関係の資料は保有していないと供述していることから、申立人の申立期間①に係る報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、オンライン記録によると、36万円となっているが、この記録に関しては、資格取得時決定及び2回の標準報酬月額の定時決定の3回の決定の記録があるところ、訂正される等の形跡は無く、また、申立人が主張するようにA社が、この3回の標準報酬月額決定のための社会保険事務所（当時）に対する3回の届出において、申立人の標準報酬月額をいずれも50万円と

届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が、3回連続で36万円と誤って記録したとは考えられないことから、同社が申立人の標準報酬月額を36万円として届け出たものと認められる。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間②については、厚生年金保険の標準報酬月額が18万円と記録されているが、実際受給していた報酬月額は50万円くらいであったと主張し、申立期間③については、厚生年金保険の加入記録が無いが、平成5年3月頃まで代表取締役として同社に勤務し、この間50万円くらいの報酬月額を受給していたと主張している。

そして、オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年3月から同年12月までは36万円と記録されていたところ、3年1月9日付けで2年10月から同年12月までは20万円に、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（3年11月30日）の後の4年5月11日付けで2年3月から同年9月までは18万円に減額訂正され、さらに、4年8月14日付けで2年10月から3年6月までは20万から18万円に減額訂正されていることが確認できる上、上記2回目の標準報酬月額の減額訂正処理日（4年5月11日）と同日付けで、申立人の被保険者資格喪失日が申立期間③の初日である3年7月31日として記録されていることが確認できる。

このような記録について、申立人は、「A社は、平成5年5月頃事業不振により倒産した。倒産前は保険料未納の状況が続き、時期は定かではないが、社会保険事務所（当時）から保険料納付につき度々督促を受けていたところ、当該事務所職員2名が1回若しくは2回来社し、当該職員から、標準報酬月額を引き下げること、厚生年金保険の加入期間を短縮すること及び納入した保険料で未納分の保険料を補填することを提案された。当時は資金繰りが苦しかったため、無条件でその提案を受け入れ、社会保険事務所に任せて処理してもらった。当該手続に係る書類にも自分が代表者印を押した。」旨供述している。

このため、申立人が代表取締役として、上記申立期間②に係る標準報酬月額の減額訂正の届出及び申立期間③の初日である平成3年7月31日を資格喪失日とし、申立期間③を被保険者ではないとする届出を行ったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、上記申立期間②に係る標準報酬月額の減額訂正及び申立期間③の初日を資格喪失日とする手続を行っているため、これらの処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間②については、申立人の厚生年金保険に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできず、また、申立期間③については、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月から 56 年 2 月 1 日まで
② 昭和 58 年 1 月 15 日から同年 3 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無かった旨の回答をもらった。申立期間①については前の会社を辞めて少しして入社し、申立期間②については昭和 58 年 3 月まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の始期である昭和 53 年 9 月にA社に入社し、申立期間②の終期である 58 年 3 月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、当時の厚生年金保険料の控除等を証明する資料は持っていないが、申立期間①及び②についても厚生年金保険の被保険者であったはずであると主張している。

しかしながら、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は、申立期間①の最終日である昭和 56 年 2 月 1 日と記録され、また、資格喪失日は、申立期間②の初日である 58 年 1 月 15 日と記録されている上、申立人の同社における雇用保険の資格取得日及び資格喪失月は当該厚生年金保険の記録と符合していることが確認できる。

一方、申立期間①及び②当時にA社で厚生年金保険の被保険者記録がある者の雇用保険の加入記録を照会したところ、記録の確認できた6名は、いずれも厚生年金保険の加入記録と符合していることから、同社では、厚生年金保険や雇用保険など社会保険の手続を一緒に行っており、申立人についても、同社が上記の記録どおりの届出を行ったものと考えられる。

また、申立期間①及び②については、A社の当時の人事・総務担当役員は、「当時は、私が社会保険事務を一人で処理しており、正社員は、入社後すぐに社会保険に加入させ

る取扱いをしていた。申立人の面接から採用まで全て行った記憶があるが、それが昭和何年かは覚えていない。しかし、入社後何年も経ってから資格取得をさせるようなことはしなかったため、社会保険の加入日が昭和 56 年になっているのなら、入社日もその頃だったと思う。また、在職中に社会保険の資格を喪失させるようなことはしておらず、退職日に合わせて届出を行っていた。」と供述している。

なお、申立期間②については、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における雇用保険の離職日は、昭和 57 年 12 月 31 日と記録されている上、58 年 1 月 14 日に離職票が交付され、同年 4 月 4 日から公共職業訓練を受講していることが確認できることから、申立期間②において申立人が同社に勤務していたとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 10 月まで
A 社（現在は、B 社）C 店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
婦人服売場担当の正社員として勤務し、申立期間中に同店の前で同僚と写っている写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社C店の前で同僚と写っている写真（社名と日付「35. 7. 24」が記載されている。）並びに上司及び同僚の供述により、勤務した期間は特定できないものの、申立人が同社同店で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の厚生年金保険の加入条件は、アルバイト等を除き全員加入である。保存期間経過のため、当時の資料を保存しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、上記写真では申立人を除く 28 人が写っているところ、氏名又は名字のみ判明した 12 人中、4人についてA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できないことから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿で申立期間において被保険者記録が確認できる従業員への照会により、A社C店で勤務していたとみられる従業員及び同僚二人に照会したところ、申立期間当時、同社同店で勤務していたと回答があった者は7人であり、このうち同僚二人を含む4人は、「申立人がC店で勤務していたことを覚えているが、申立人の勤務形態は分からない。」旨回答し、残る3人は、「申立人のことは覚えていない。」旨回答している。

加えて、上記同僚二人は、「入社試験を本店で受け、入社後本店で研修を受けた。」旨回答しているが、申立人は、「入社試験を本店で受けた記憶は無く、入社後本店で研

修を受けた記憶も無い。」旨回答している。

また、上記被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間に整理番号の欠番は無く、記録訂正等の不自然な記載は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から50年3月31日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同じ勤務場所の同僚は自分よりも勤務期間が短いにもかかわらず厚生年金保険の被保険者となっている。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚・従業員の証言により、申立人が申立期間にA社(勤務場所はD)に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「当時の資料は残されておらず、書類も散逸し名簿すら残っていないので、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除については不明である。また、厚生年金保険料の納付についても不明である。」と回答している。

また、申立期間当時の事業主は、既に亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について照会することはできない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に勤務したことが確認できる従業員に照会した結果、7人から回答があり、そのうち二人は「試用期間があり、その期間は2か月から3か月間で、試用期間経過後に厚生年金保険料の控除があった。」としている。また、他の二人は「試用期間は無かった。」としており、うち一人は「入社後すぐに保険料が控除された。」としており、他の3人が「試用期間及び保険料控除については不明である。」と回答していることから、A社は、入社後、必ずしもすぐに厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に勤務したことが確認できる12人のうち7人の雇用保険の加入記録が確認できる。そのうち、3人は厚生年金保険加入期間と雇用保険加入期間がほぼ一致するものの、雇用保険の加入後4か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は一人、10か月後に取得した者は一人、17か月

後に取得した者は一人となっている。逆に厚生年金保険の資格を取得した 10 か月後に雇用保険に加入した者は一人となっている。このことから、雇用保険の記録と厚生年金保険の記録は、必ずしも一致していないことがうかがえる。

また、申立人は、「雇用保険については、給料から控除されていた記憶はあるが、厚生年金保険については、給料から控除されていたかは覚えていない。申立期間当時、自分は夫の共済組合扶養家族になっていた。実際に、共済組合の保険証を使っていた記憶がある。」と供述しているところ、当該共済組合は、「申立人は昭和 37 年 12 月 1 日から 59 年 4 月 1 日までの期間、夫である組合員の被扶養者であることが確認できる。」と回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿には整理番号の欠番は無く、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から 52 年 12 月 31 日まで
A 社 (現在は、B 社) C 営業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた期間に受講した新人育成コースの初級課程修了証書及び中級課程修了証書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している新人育成コースの初級課程修了証書及び中級課程修了証書については、B社の担当者及びA社の複数の従業員は、「新人育成コースの初級課程及び中級課程は、販売員のためのコースである。」旨供述していること、申立人が同僚とする者は、「申立人は、自身と同じC営業所で活動していたが、活動期間は短かった。開始時期、期間について思い出せない。」旨供述していること等から、期間は特定できないものの、申立人が同社C営業所に販売員として業務に従事していたことは認められる。

しかしながら、B社は、「申立人が店舗外で訪問販売をしていたのならば販売員であると思われる。販売員とは雇用関係がなく、販売員は個人事業主である。申立期間当時のA社の組織は、同社の下に支店長、営業所長及び販売員がおり、それぞれが個人事業主である。」旨回答している。

また、B社の担当者は、「当時の資料は確認できない。」としており、当時のA社の総務経理担当者は、「当時の事業主及び支店長は既に死亡している。」と供述していることから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、同僚は、「営業所に籍を置いていたが、A社においては厚生年金保険の制度は無かった。厚生年金保険料について歩合から控除は無かった。」と供述している上、A社の従業員二人は、「申立人は社員としてA社に在籍していなかった。販売員と同社の間には雇用関係は無く、営業所に採用され、委託販売契約で歩合を払っていた。厚生

年金保険に加入しておらず、販売員からは厚生年金保険料を控除していない。」旨供述している。

加えて、同僚二人及び回答のあった従業員がD支店及びC営業所勤務者とする4人の計6人は、A社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において氏名は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間を含む昭和50年12月13日から53年1月1日までの期間は国民年金被保険者となっており、当該期間の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月10日から38年10月31日まで
A社(B店。現在は、C社)に調理師(サブ料理長)として勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。間違いなく勤務しており、慰安会旅行の写真もあるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、二人の従業員が「申立人はA社(B店)に勤務していたが、入社日及び退社日については覚えていない。」旨回答していること、申立人提出の慰安会旅行の写真について、一人の従業員が同様の写真を提出し、「昭和38年春頃の社員旅行で写したものに間違いない。」旨回答していること及び他の従業員4人から、「社内旅行の参加者はA社及びB店の従業員だけである。」旨供述があったこと等から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社(同店)に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明である。」旨回答しており、また、元事業主は死亡している上、申立人が同僚として記憶している5人のうち、連絡先の判明した一人に照会したが、回答は得られない。

また、申立期間のうち、昭和35年10月10日から同年11月4日までの期間については、A社(B店)が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年11月5日であることから、同社は適用事業所となっていない。同社の事務全般(社会保険を含む。)を担当していたとしている従業員は、「D社からA社に昭和35年8月18日に出向したが、同社には社会保険が無く、同年11月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、厚生年金保険新規適用日である昭和35年11月5日から38年12月末日までの期間に被保険者資格を取得した従業員に照

会したところ、12人から回答があり、そのうち申立期間当時、企画担当だったとする従業員ほか二人は、「A社は、事務部門は全員厚生年金保険に加入させており、現場の幹部（マネージャー等）は希望制であった。現場の幹部以外は、B店で採用しており、ボーイや調理の一般職は加入していなかったようだ。厨房のサブ及びボーイのサブは準幹部で幹部とは差があった。」旨供述していることから、A社は、B店の従業員については、原則として幹部のみ厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人提出のB店の慰安会旅行時とする写真（昭和37年11月11日付けメモ有）に写っている参加者は、約120人であるが、昭和37年11月末日における事業所別被保険者名簿の被保険者数は36人であることから、参加者の大部分が厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。上述の照会に回答があった二人は、「申立期間当時のA社（B店）の従業員数は300人くらいで、うち正社員は30人くらいであった。」旨供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間において健康保険証の番号に欠番が無いことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。